

見守りを必要としている高齢のかたへ

東村山市高齢者救急代理通報・住宅火災代理通報システム事業



日常生活でこんな不安はありませんか？

最近、日常生活を1人で送ることがままならなくなってきたな。いざという時に助けを呼べるかしら・・・。



夫はほとんど寝たきりだし、私もだんだん足腰が弱くなってきたから、何かあった時、共倒れになったらどうしよう・・・。

救急代理通報・住宅火災代理通報システム事業はこのようなかたを対象にしたサービスです！

高齢者が自宅で緊急事態に陥った際に、通報機器のボタンを押すことで警備会社に助けを求めることができます。ご利用にあたっては裏面の事業概要等をご確認ください。



これらの器機を設置します！



通報機器本体 ペンダント型通報機器

170 (高さ) × 180 (幅) mm

重量：65 g



消防庁

必要に応じて救急車を要請



必要に応じて救急車が出動



警備会社

発報



- ①警備員が出動
- ②オペレーターが現状確認



高齢者救急代理通報・住宅火災代理通報システム事業のご案内

本事業は、電話回線に専用機器を設置し、家庭内における緊急事態(体調の悪化等)の際に、ボタンを押すことで警備会社に通報し、速やかに救助を行うシステムを提供するものです。

また、必要に応じて火災警報器の設置も行います。

〈事業概要〉

緊急時の対応	ボタンを押すと、民間の警備会社に連絡され、警備員が駆けつけます。また、必要に応じて救急車や緊急連絡先等への連絡も行ないます。
費用負担額	住民税が課税のかた＝月額 300 円 住民税が非課税のかた＝無料

〈対象者〉

市内に住所を有するかたで、以下の要件すべてに該当するかた

- 65 歳以上の 1 人暮らし、又は 65 歳以上のかたのみの世帯のかた
- 身体上の慢性疾患があることなどにより、日常生活を営むうえで常時注意を要するかた
- 固定電話回線が敷設してあること（ただし、一部の機種や回線ではご利用いただけない場合があります）
- 地方税法に規定された年間の合計所得金額が 200 万円未満のかた

※住宅火災代理通報システムは、救急代理通報システムの利用者で、居住環境等により防火・避難について配慮を要するかたを対象としています。(住宅火災代理通報システム単独ではお使いいただけません)

〈注意事項〉

- 機器設置、撤去に関して費用は発生いたしません。ただし、市内転居に伴う機器の移設については設置事業者より移設費用を請求される場合がございます。
- 発報の際には電話回線を使用します。また、機器が正常に作動しているかどうかを確認するために週に 1 回程度、電話回線を用いて通信を行います。これらに伴う通信料はご自身の負担となります。
- システムを利用する際に、委託業者へ自宅の鍵を預けていただくことになります。

お問い合わせ先

東村山市健康福祉部健康増進課

TEL042-393-5111(代表)

